十九条の七の表中

第二十八条第一項	各投票区	期日前投票所
	投票区の投票所	期日前投票所において当該期日
第二十八条第一項各号	投票区の区域	期日前投票所

「

第二十八条第一項	各投票区	
	投票区の投票所	
第二十八条第一項第一号	投票区の区域	
	選挙人名簿	
第二十八条第一項第二号	投票区の区域	
	選挙人名簿が法第十九条第三項	
	が当該選挙人名簿	
第二十八条第一項第二号イからハまで	選挙人名簿	
第二十八条第一項第三号	投票区の区域	
	選挙人名簿	
	第十九条第三項	

」とあるのは

「

指定期日前投票所		
在外選挙人名簿		
第三十条の二第四項		

」

第六十五条の十七第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　選挙人は、第六十五条の十一第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合において、法第四十九条の二第一項第二号の規定による投票をしなかつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に、その投票用紙及び投票用封筒を返して、法第四十四条の規定による投票（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。第一号において同じ。）又は法第四十八条の二第一項、第四十九条第一項若しくは第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をすることができるものとし、これらの投票をもしなかつたときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

一　法第四十四条の規定による投票をしようとするとき　当該選挙人が属する指定在外選挙投票区の投票管理者（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、当該選挙人が属する指定在外選挙投票区の投票管理者又は法第四十九条の二第三項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の二第二項に規定する指定共通投票所の投票管理者）

二　法第四十八条の二第一項の規定による投票をしようとするとき　法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項に規定する指定期日前投票所の投票管理者

三　法第四十九条第一項の規定による投票をしようとするとき　当該選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長

四　法第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしようとするとき　在外公館の長

第六十五条の二十一中「第六十二条」を「第六十二条第二項」に、「第六十二条中「」を「第六十二条第二項中「第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される」に改め、「の規定」及び「「投票及び不在者投票証明書」とあるのは「投票」と」を削る。

第七十五条を次のように改める。

（選挙人名簿及び在外選挙人名簿の返付）

第七十五条　開票管理者は、法第六十六条第三項の規定による報告をした後、直ちに選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本を市町村の選挙管理委員会に返付しなければならない。

2　開票管理者は、選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合又は在外選挙人名簿が法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合において、前項の規定により当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を返付するときは、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　当該開票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機に当該事項を送信する方法

二　当該開票管理者から当該事項を記録した電磁的記録媒体を市町村の選挙管理委員会に送付する方法

第七十八条の見出しを「繰延開票に関する通知」に改め、同条第一項中「第五十七条第一項本文」を「第五十七条第一項前段」に改め、「により」の下に「更に期日を定めて開票を行わせることとした場合及び当該」を加え、「その旨を」を「、同項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした旨及び当該開票の期日を、それぞれ」に改め、同条第三項中「第五十七条第一項本文」を「第五十七条第一項前段」に改め、「により」の下に「更に期日を定めて開票を行わせることとしたとき、及び当該」を加え、「その旨を」を「、同項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした旨及び当該開票の期日を、それぞれ」に改める。

指定期日前投票所	指定期日前投票所（法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項に規定する指定期日前投票所をいう。以下この項において同じ。）
指定期日前投票所を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所	設ける期間の初日に前投票所
在外選挙人名簿	在外選挙人名簿
指定期日前投票所	指定期日前投票所
在外選挙人名簿が法第三十条の二第四項	が当該在外選挙人名簿
在外選挙人名簿	在外選挙人名簿

とする。